

加古川市障害者自立支援協議会公開基準

（目的）

第1条 この基準は、加古川市障害者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公開の原則）

第2条 会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（1）加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）第5条各号に掲げる不開示情報が含まれる事項について審議を行う場合

（2）会議を公開することにより、公正若しくは円滑な会議の運営が阻害され、又は会議の目的が達成できなくなるおそれがあると認められる場合

（事前公表）

第3条 協議会の会長は、会議を開催しようとする場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

（1）会議の名称

（2）開催日時

（3）開催場所

（4）議題

（5）公開・非公開の別

（6）非公開の理由

（7）傍聴人の定員

（8）傍聴手続き

（9）傍聴人の決定方法

（10）問い合わせ先

（11）その他

2 前項の公表は、会議を開催する日の14日前までに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。ただし、協議会の会長が必要と認めた

場合は、この限りでない。

(傍聴)

第4条 会議は、第2条ただし書きの規定により公開しない場合を除き、傍聴することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を開催する場所（以下、「会議場所」という。）に入場できない。

(1) 銃器、火薬その他危険物と認められるものを所持している者又は所持のおそれのある者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ラジオ、拡声器、マイク等により協議会の議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者

(4) 前各号に定めるもののほか、協議会の会長が議事進行上の支障になると認める者

3 協議会の会長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の各号の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

(1) 私語を発したり騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。

(2) 協議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は協議会の議事の妨げとなるような行為をしないこと。

4 協議会の会長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に違反するとき、又は協議会の会長の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(撮影及び録音の禁止)

第5条 傍聴人は、会議場所において撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、事前に協議会の会長の許可を得たときは、この限りでない。

（会議資料の閲覧）

第6条 協議会の会長は、会議を公開するときは、傍聴人に会議資料（不開示情報が記載されている場合は、当該記載されている部分を除いたものとする。）を閲覧させるものとする。この場合において、当該会議資料は、冊子、写真等用意することが困難なものを除き、傍聴人の定員の数を用意するものとする。

（会議録の公表）

第7条 協議会の会長は、会議終了後、速やかに会議録を作成し、市ホームページに掲載する方法等により公表するものとする。

（委任）

第8条 この基準に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。